

「山口県障害福祉サービス実施計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」の概要

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の計画期間の終了に伴い策定

2 計画の法的根拠

障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の22第1項に基づく「障害児福祉計画」

3 計画の体系

障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画（やまぐち障害者いきいきプラン）」で定める障害者支援施策の方向性等に基づき策定

4 計画の基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

5 計画策定上の配慮点

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 障害児の健やかな育成のための発達支援 など

6 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

7 計画の達成状況の点検及び評価

「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を実施

8 障害保健福祉圏域

8圏域を設定（保健医療圏域及び老人福祉圏域と同様）

9 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況等

成果目標の進捗状況及び障害福祉サービス等の利用実績

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① R5年度末までに41人を地域移行（R元年度末：2,171人の1.9%）
- ② R5年度末までに入所者を40人削減（R元年度末：2,171人の1.8%）

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 退院後1年以内の地域生活日数の平均が316日以上
- ② R5年度末の1年以上長期入院患者数が2,855人
- ③ 早期退院率 入院後3か月時点：56%以上
入院後6か月時点：74%以上
入院後1年時点：85%以上

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ① 各市町（又は各圏域）に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保
- ② 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ① R5年度中の一般就労者数を226人へ（R元年度：161人の1.40倍）
- ② 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用
- ③ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

5 障害児支援の提供体制の整備

- ① 各市町（又は圏域）毎に児童発達支援センターの設置
- ② 全ての市町で保育所等訪問支援を利用できる体制の確保
- ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
- ④ 各市町（又は各圏域）に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ⑤ 県、各圏域及び各市町に医療的ケア児支援の協議の場を設置
- ⑥ 県及び各市町に医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

各市町（又は圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

事業者の利用者に対するより一層の適切なサービスを提供

第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

1 各年度の指定障害福祉サービス等の必要量の見込み等

(1) 指定障害福祉サービス（月平均利用人数）

サービス区分	R元実績	R5見込み	伸び率等	
訪問系	1,529	1,633	6.8%	
日中活動系	9,008	9,834	9.2%	
居住系	グループホーム	1,339	1,570	17.3%
	入所	2,172	2,143	▲1.3%

(2) 指定相談支援（月平均利用人数）

支援の区分	R元実績	R5見込み	伸び率等
計画・地域移行・地域定着計	2,126	2,539	19.4%

(3) 指定障害児支援（月平均利用人数）

サービス区分	R元実績	R5見込み	伸び率等
通所支援	3,042	3,623	19.1%
訪問支援	62	123	98.4%
入所支援	91	100	9.9%
相談支援	814	1,118	37.3%

2 活動指標（成果目標を達成するために必要な量等）

- 福祉施設からの一般就労を支援する指標としての、公共職業安定所へ誘導する利用者数等
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の促進の指標としての、運用状況の検証及び検討の実施回数等 など

3 各年度の必要入所定員総数

- 障害者必要入所定員総数 2,203人（現状維持）
- 障害児必要入所定員総数 366人（現状維持）

4 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策等

- 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保
- サービス等の種類ごとの取組事項
- 感染症対策 など

5 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組

- 研修の実施や周知・広報等による人材の確保
- 地域生活支援事業を活用した人材養成
- サービス提供事業者への第三者評価の普及啓発等

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業
- 4 広域的な支援事業
- 5 サービス・相談支援者、指導者育成事業
- 6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- 4 障害を理由とする差別の解消の推進
- 5 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組や研修の充実等